

令和6年度前橋市地方就職学生支援金交付要項

令和6年10月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所産業政策課（6階） 電話 027-898-6985（直通） 027-224-1111（内線4213・4214） 電子メールアドレス kougyou@city.maebashi.gunma.jp
--

この支援金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	東京圏から市内へ移住するに当たり、群馬県内企業等への就職に係る採用選考に要する経費に対して支援金を交付することにより、卒業時のU I Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とします。
内容	交付対象者 1～4の要件を全て満たす転入者としてします。 1 移住元に関する要件 次に掲げる事項を全て満たすこと。 (1) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。 (2) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。 2 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 群馬県内に所在する企業に就職することが内定しており、内定が10月1日以降に出されていること。 (2) 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。 3 地域の担い手としての役割に関する要件 次に掲げる事項の(1)及び(2)に該当すること。 (1) 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 勤務地が群馬県内に所在すること。 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

	エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 オ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 (2) 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。 イ 本市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。 4 その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 市税を滞納していないこと。 (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (5) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (6) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (9) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。 (10) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (11) その他群馬県及び前橋市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
交付金額	交付対象者「2 移住先に関する要件」の企業に就職するために卒業年度の6月1日以後の採用選考に要した、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した往復交通費のうち、1回分の経費を支給します。 1 就職活動の実施場所が群馬県内の場合 一律 6,000 円

		2 就職活動の実施場所が群馬県よりも東京圏に近い場合 自己負担額の 1/2 以内（支給上限 6,000 円） ※支給金額に 100 円未満の端数が生じた場合は 100 円未満切り捨て（支給金額が 100 円未満である場合は、1 円未満を切り捨て）。 3 就業先企業が交通費の一部を支給している場合 群馬県の旅費規程に基づく往復交通費（12,000 円）から 企業負担額を差し引いた額の 1/2 以内 ※2 に同じ				
	交付条件	1 交付対象者は、前橋市地方就職学生支援金事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 交付対象者は、前橋市地方就職学生支援金事業に係る書類等を常備し、事業終了後 5 年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 交付対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成 10 年前橋市規則第 34 号）、この要項及び交付決定通知書兼交付確定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。				
交付申請の手続等	交付申請の方法、時期等	1 申請受付期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 2 月 7 日午後 5 時まで 2 提出書類 (1) 地方就職学生支援金交付申請書（様式第 1 号） (2) 写真付き身分証明書 (3) 在学証明書（大学等所定の様式のもの） (4) 交通費の領収書 (5) 内定証明書（様式第 2 号） (6) 移住元の住所を確認できる書類 (7) その他市長が必要と認める書類 3 提出方法<table><tr><td>窓口</td><td>前橋市役所 6 階 産業政策課 午前 9 時00分～午前11時30分 午後 1 時30分～午後 5 時00分</td></tr><tr><td>メール</td><td>kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前 0 時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後 5 時までとします。</td></tr></table>	窓口	前橋市役所 6 階 産業政策課 午前 9 時00分～午前11時30分 午後 1 時30分～午後 5 時00分	メール	kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前 0 時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後 5 時までとします。
窓口	前橋市役所 6 階 産業政策課 午前 9 時00分～午前11時30分 午後 1 時30分～午後 5 時00分					
メール	kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前 0 時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後 5 時までとします。					
	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から 30 日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。				

	請求の方法、 支払時期等	1 次の書類により請求してください。 (1) 地方就職学生支援金交付請求書（様式第5号） (2) 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。） 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
	交付決定の 取消し又は 支援金の返 還	1 次の場合は、地方就職支援金の交付決定の全部又は一部が取り消され、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとします。ただし、当該各号に該当することにつき、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と市長が認めた場合には、この限りではありません。 (1) 全額の返還 ア 虚偽の申請等をした場合 イ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合 ウ 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く） エ 就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（退職日から3カ月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く） オ 本市への転入日から3年未満で転出した場合 (2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内に転出した場合 2 地方就職支援金の交付を受けた後、同交付決定を取り消された場合は、指定された期限までに取消しに係る部分の地方就職支援金を返還しなければなりません。
様式	申請書等の 様式	1 地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号） ・誓約書（別紙1） ・個人情報同意書（別紙2） 2 内定証明書（様式第2号） 3 交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第3号） 4 不交付決定通知書（様式第4号） 5 地方就職学生支援金交付請求書（様式第5号）